

令和8年度第1回桑名市入札監視委員会議事録

【開催日時】 令和8年5月28日（木） 午後2時00分 ～ 午後4時00分

【開催場所】 桑名市役所本庁舎3階第2会議室

【出席委員】 5名

委員長 伊藤 由美子
副委員長 藤田 素弘
委員 赤木 邦男
委員 小寺 直美
委員 山口 英穂

【欠席委員】 なし

【説明員】 10名

小林 信幸（上下水道部 水道課 課長）
小倉 良友（上下水道部 水道課 水道係長）
高柳 貴久蔵（都市創造部 次長兼都市管理課長）
浅野 剛志（都市創造部 都市管理課 課長補佐兼建築営繕係長）
三浪 智弘（都市創造部 都市管理課 建築営繕係主査）
齋藤 大 人（社会基盤整備部 事業推進課 主幹）
佐藤 渉（社会基盤整備部 事業推進課 課長補佐兼土地区画整理・用地係長）
林 直 晋（地域コミュニティ部 スポーツ振興課 課長）
加藤 波留香（地域コミュニティ部 スポーツ振興課 課長補佐兼スポーツ振興係長）
中村 悠 人（地域コミュニティ部 スポーツ振興課 主事）

【事務局】 6名

畑 中 伸 也（総務部 部長）
谷 浩 二（総務部 契約監理課 課長）
藤 原 雄 志（総務部 契約監理課 課長補佐兼検査指導係長）
伊 藤 佳 奈（総務部 契約監理課 課長補佐兼契約調達係長）
都 築 琢（上下水道部 企画総務課 課長）
山 本 貴 文（上下水道部 企画総務課 課長補佐兼総務係長）

【事項】

1. 入札及び契約手続きの運用状況について

- (1) 指名停止の状況
- (2) 談合情報の状況
- (3) 入札及び契約の状況

2. 抽出事案の審議について

【抽出事案1】城南萱町配水管布設替工事（一般競争）……………水道課

- 【抽出事案2】 蛸塚新田ほか配水管布設替工事（一般競争） 水道課
- 【抽出事案3】 陵成中学校空調設備改修工事（総合評価） 都市管理課
- 【抽出事案4】（都）桑名北部東員線（東工区）用地測量業務委託（一般競争）
..... 事業推進課
- 【抽出事案5】 桑名・長島スポーツ施設管理運営業務委託（プロポーザル）
..... スポーツ振興課

- 3. 入札・契約制度における課題及び取組みについて
- 4. その他

○ 開会宣言

委員長（伊藤由美子）

ただ今から、令和8年度第1回入札監視委員会を開会いたします。

なお、傍聴の方はいらっしゃっていないということで、途中でいらっしゃった場合は、その都度、皆さんにお諮りしたいと思います。

それでは、事項書に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○ 入札及び契約手続きの運用状況について

- (1) 指名停止の状況
- (2) 談合情報の状況
- (3) 入札及び契約の状況

委員長（伊藤由美子）

事項1、入札及び契約手続きの運用状況について、事務局に説明を求めます。

事務局（伊藤佳奈）

それでは、事項1、入札及び契約手続きの運用状況について、御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。指名停止の状況でございますが、今回の審議対象期間であります、令和8年1月から3月の3か月の間に指名停止を講じました件数は2件です。この2件は三重県が実施した指名停止に合わせまして、桑名市も同等の措置を講じたところでございます。

次に、談合情報の状況でございます。対象期間に寄せられた議事の対象となる情報は特にございませんでしたが、昨年の入札監視委員会にて御報告させていただきました、清掃業務委託における談合情報について、その後の調査等を踏まえ、資料の2ページのとおり、令和8年度における清掃業務委託の発注について記者投げを行いました。

概要を申し上げますと、令和8年度の発注に当たっては、1つ目として、一部の清掃箇所について、市が直接行うことも含め、あり方や仕様を見直すこと、2つ目として、全ての清掃業務委託の契約期間を2年間から1年間に変更すること、3つ目として、競争原理が働くよう、県内業者まで参加資格要件を拡大すること、以上の3つを念頭において発注することとし、関係業者の告発に関しては、引き続き情報精査を行った上で対応を検討していくことを公表いたしました。

その上で、今月15日、今年度の入札を行ったところでありますが、特段問題なく、現在、契約手続きを進めているところでございますので、御報告させていただきます。

続きまして、入札及び契約の状況についてでございますが、審議対象期間に契約監理課及び企画総務課から発注した案件のうち、建設工事に関連する案件は、事後審査型一般競争入札で発注した建設工事16件、事後審査型一般競争入札で発注したコンサル業務2件、随意契約のコンサル1件及び所管課によるプロポーザル方式の案件4件でございます。

説明は以上でございます。

委員長（伊藤由美子）

それでは、この件について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

委員（山口英穂）

談合情報の対応について、桑名市記者クラブに出す資料を入札監視委員会に出しても良いのか疑問があります。監視委員会に同じ資料を渡されただけでは、理解ができません。

また、この中で入札の公平性や競争性を確保すべきとの意見が付されたと書いてありますが、つまり、前の状況では、公平性や競争性が確保されていなかったということですか。

事務局（谷浩二）

資料については、4月9日に出しており、1社の新聞社には掲載されました。

内容については、入札監視委員会ではなく、入札調査委員会で談合の対応をしていました。

その経過については、以前にも、この監視委員会にて報告させていただいております。

今回は、入札調査委員会での最終的な結果を改めてこの場で報告させていただきたく、資料を提出させていただきました。

入札調査委員会から外部に調査を委託した結果、懸念があるとの報告を受け対応したものです。仕様については、今までずっと同じやり方で行ってきたので、それを見直すということで、改めて実施していくというものです。

2つ目の2年から1年への期間変更については、引き続き情報精査を行い、対応を検討していく中で、今までどおり2年で発注するのは難しいのではないかと指摘を受け、1年で発注させていただいております。

また、業者が固定化されていたこともあり、県内まで拡大して発注することで、競争性を確保すべきという意見も付されていたので、そのように対応したところでございます。

委員（山口英穂）

この報告を入札監視委員会に出した趣旨は、入札監視委員会の了解を得るためなのか、単に情報提供のために出したのかどちらでしょうか。

事務局（谷浩二）

入札監視委員会で審議していただく案件ではありません。ただ、事項書にもありますように、談合情報が入った時に、入札監視委員会に情報提供しておりますので、その流れで結果が出た時も同じように情報提供させていただいたという趣旨になります。よろしくお願いします。

委員（山口英穂）

分かりました。

委員長（伊藤由美子）

では、ほかにないようですので、この件については以上といたします。

○ 抽出事案の審議について

委員長（伊藤由美子）

次に、事項2、抽出事案の審議に入ります。

初めに、今回の5件の抽出理由について、抽出理由を私から御説明します。

委員長（伊藤由美子）

よろしくお願いします。4ページを御覧ください。

5件の抽出を行いました。

1件目は、城南萱町配水管布設替工事で、応札者数が多いため、最低制限価格での応札者が多いため、失格者が多いため。

2 件目の蛸塚新田ほか配水管布設替工事については、応札者数が多いため、最低制限価格での
応札者が多いため、発注金額が高かったため。

3 件目の陵成中学校空調設備改修工事は、落札率が高いため、応札者が少ないため、発注金額
が高いため、失格者が多いため。

4 件目の（都）桑名北部東員線（東工区）用地測量業務委託は、応札者が多いため。

5 件目の桑名・長島スポーツ施設管理運営業務委託は、落札率が高いため、応札者が少ないた
め、発注金額が高いため抽出をしています。

委員長（伊藤由美子）

それでは、審議に先立ちまして、抽出案件 5 件について説明を求めるため、入札監視委員会条
例第 6 条の規定に基づき、案件ごとに発注担当課の入室を許可することといたします。

（説明員入室）

【抽出事案 1】城南萱町配水管布設替工事（一般競争）…………… 水道課

委員長（伊藤由美子）

それでは、1 件目、城南萱町配水管布設替工事の審議に入ります。

本件の工事概要、発注公告の内容及び入札の経過について、発注担当課並びに事務局に説明を
求めます。

説明員（小林信幸）

上下水道部水道課の小林です。よろしくお願いいたします。

概要書を御覧ください。

件名は、城南萱町配水管布設替工事。

履行場所は、桑名市大字萱町地内。

履行期間は、契約締結日であります令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 7 月 24 日まで。

予算額は、税込み 29,300,000 円。

設計額は、税込み 29,208,300 円。

工事の内容としては、防災行政上、重要な役割を果たす施設の城南地区河川防災ステーション
に至る主要な管路を耐震管に更新し、水道水の安定供給のための布設替工事でございます。

主な工事の内容といたしましては、配水用ポリエチレン管の口径150mmを158.7mm布設替えし、
既存の消火栓 1 基も併せて更新を行い、復旧に係るアスファルト舗装工846㎡などを実施する工事
内容でございます。

工事概要の説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局（山本貴文）

続きまして、事務局から発注公告及び入札経過について、御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

入札方法は、事後審査型条件付一般競争入札です。

資料の中段を御覧ください。

入札参加資格要件につきましては、土木工事業の許可業者であること、所在地は市内までとし、
経審点数は510点以上、発注業種の完成工事高は、予定価格の 2 分の 1 以上であること、同種工事

施工実績は、平成22年度以降、官公庁が発注した案件で、元請単独で土木一式工事の施工実績を有することとしています。

技術者要件として、現場代理人、2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士以上の主任技術者、その他技術者として記載の①から③のいずれかの有資格者の配置を求め、さらに、その他要件として、桑名市指定給水装置工事事業者の許可を受けていることとし、以上の要件により公告いたしました。

次に、入札の経過及び結果でございますが、14ページを御覧ください。

令和8年1月20日に開札を行いましたところ、16者から応札があり、1者が最低制限価格を下回ったため失格となり、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で、15者が同額入札のため、くじ引きにより株式会社J I T L U C Kを落札候補者としました。

その後、事後審査を行った結果、適格であったため、当該業者を落札者に決定し、税抜き24,380,000円で契約を締結いたしました。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（伊藤由美子）

ありがとうございました。

では、ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

委員長（伊藤由美子）

1者を除き最低制限価格での応札という状況で、くじ引きではありますので談合は無いと思いますが、15者が同じ価格で最低制限価格ぴったりとなるのは、担当部署としてはいかがでしょうか。

説明員（小林信幸）

この状況は理解しております。我々の積算としては、一般的なシステムを利用しておりますので、慣れている業者にとっては計算しやすいため、同額になっているのかと考えております。

委員長（伊藤由美子）

同じ価格が並ぶというのは、一般社会的な感覚で考えると違和感を覚えます。是正するための検討はされているのでしょうか。

事務局（谷浩二）

御指摘のように、金額が最低制限価格になることは、長年続いているため問題意識は持っております。現在、予定価格と最低制限価格の計算式を公表しており、ある程度は金額がはじき出されてしまいます。様々な自治体で試行的に行われている方法として、予定価格を公表しないという方法もあります。これについては、桑名市の過去の事例があった関係で、予定価格はあるだけオープンにして、公正な入札を目指していこうというところで行っています。

ただ、御指摘もありますので、これについては、引き続き色々な事例も研究しながら進めていきたいと思っております。

委員長（伊藤由美子）

お話がありましたように、そのまま今のやり方を維持するのではなく、今後も検討を継続していただければと思います。ほかによろしいでしょうか。

（意見等なし）

それでは、ただ今の審議の結果、本件については、特段問題がないものと認め、委員会として

も意見は付さないこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

【抽出事案2】 蛸塚新田ほか配水管布設替工事（一般競争）…………… 水道課

委員長（伊藤由美子）

それでは、2件目、蛸塚新田ほか配水管布設替工事の審議に入ります。

本件の工事概要、発注公告の内容及び入札の経過について、発注担当課並びに事務局に説明を求めます。

説明員（小林信幸）

概要書を御覧ください。

件名は、蛸塚新田ほか配水管布設替工事でございます。

履行場所は、桑名市大字蛸塚新田地内ほか。

履行期間は、令和8年3月16日から令和8年12月4日まで。

予算額は、税込み170,000,000円。

設計額は、税込み168,479,300円でございます。

工事の概要につきましては、重要給水施設である小学校に至る主要な管路を耐震管に更新し、水道水の安定供給のための布設替工事でございます。

主な工事の内容といたしましては、ダクタイル鋳鉄管のGX型、口径250mmを1,034.5m、ダクタイル鋳鉄管のGX型、口径200mmを11.6m、合計1,046.1mを布設替えし、既存の消火栓2基も併せて更新を行い、復旧に係るアスファルト舗装工2,480㎡や、既設管充填工などを実施する工事内容でございます。

概要については以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局（山本貴文）

続きまして、事務局から発注公告及び入札経過について、御説明いたします。

44ページの発注公告を御覧ください。

執行方法は事後審査型条件付一般競争入札で、低入札価格調査制度対象案件となります。

資料の中段を御覧ください。

入札参加資格要件は、土木工事業の特定許可業者であること、所在地要件は市内業者とし、経審点数は730点以上、発注業種の完成工事高が予定価格の2分の1以上であること、同種工事施工実績として、平成22年度以降の官公庁発注案件で、元請単独で土木一式工事の施工実績を有することとしています。

技術者要件は、現場代理人、建設業法第26条に求める監理技術者（土木）の専任配置のほか、その他技術者1、2として、それぞれ記載の①から③のいずれかの有資格者の配置を求め、さらに、その他の要件として桑名市指定給水装置工事事業者の許可を受けていることとしています。

また、低入札価格で契約を締結する場合に限り、これら技術者のほかに監理技術者に求める資格を有する専任の技術担当者を1名追加配置すること、以上の要件により公告いたしました。

次に、入札の経過及び結果でございますが、45ページを御覧ください。

令和8年2月17日に開札を行いましたところ、3者から応札があり、開札の結果、新成テック株式会社が調査基準価格を下回る132,349,600円で応札し、本案件の最低入札価格であったことから低入札価格調査を実施しました。

調査の結果、当該事業者は各調査項目において特に問題がなく適格であり、契約内容に適合した工事施工が可能であると判断されたことから、当該事業者を落札候補者と決定し、入札参加資格の事後審査でも適格でありましたので当該事業者を落札者と決定し、税抜き価格132,349,600円で契約を締結いたしました。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（伊藤由美子）

ありがとうございました。

では、ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

委員（山口英穂）

先程の蛸塚新田ほか配水管布設替工事は、15者が同額のためくじ引きで決定されました。

本工事も配水管布設替工事で、入札経過表を見ると、1者が132,349,600円で、残り2者が調査基準価格と同額の141,890,000で応札しています。

委員長が言われたように、パソコンで弾き出されるのであれば、3者が同額になるのではないのでしょうか。2者が同額で、1者が低い金額というのに違和感を覚えます。

また、最低制限価格ではなく、調査基準価格と書いてありますが、その説明をお願いします。

事務局（都築琢）

低入札価格調査制度対象案件になるので、調査基準価格という書き方になっています。業者としては、その価格を下回ってでも取りたいと考えたのではないかと推測します。

委員（山口英穂）

普通の案件だと最低制限価格を下回ると失格になりますが、この調査基準価格は下回っても問題はないのですか。

事務局（都築琢）

低入札価格調査制度の対象案件で、調査基準価格を下回ったとしても、失格基準価格以上であれば応札はできます。ほかにプラスで調査をさせていただき、適正な工事ができると判断をされれば、契約できるという制度です。

ですので、業者としては調査基準価格を下回ってでも取りたかったのが、応札をされたのかなと考えられる状況でございます。

委員（山口英穂）

2者は調査基準価格で出しているが、あまり取る気がなかったのでしょうか。取る気があれば、1円でも安ければ、取ることができたのではないのでしょうか。

また、どうしても厳しい条件が必要なのであれば、準市内業者も入れて応札可能者数を増やすのも1つだと思いますので、見直していただけたらどうでしょうか。

事務局（都築琢）

本案件は、発注基準に基づいて発注しておりますが、山口委員がおっしゃられる条件とすると、基準と条件が異なってしまいます。本工事の条件に関しては、監理技術者の専任配置が必要となっています。また、条件が変わると経審点数も変わったりするので、応札できる業者数も変

わってくるというのが1つあります。

その中で、低入となると技術者の追加配置が必要となるため、それでも契約を取りたいと考えられた業者が、調査基準価格を下回って入れてくると思います。追加配置が難しい場合は、調査基準価格を目指して応札してくると推測されます。

そういった発注基準によって、応札者が少なくなってしまうということが、あまりにも続くようであれば、考えなくてはいけないと思います。

委員（山口英穂）

応札者が少ないことが予想されるのであれば、準市内業者に広げた方が良くかなと思います。

委員長（伊藤由美子）

今回、市内で応札できる業者は何者あったのですか。

説明員（小林信幸）

施工実績まで求めますと、市内で10者です。

委員長（伊藤由美子）

失格基準価格も計算できるのですか。

事務局（都築琢）

計算できると思います。

委員長（伊藤由美子）

山口委員からもありましたように、応札がもう少し盛んになるように準市内まで広げたり、常に状況を注視していくことになろうかと思います。そういった意見があったということによろしいでしょうか。

（意見等なし）

それでは、ただ今の審議の結果、本件については、応札がもう少し盛んになるように準市内まで広げたり、常に状況を注視していくことという意見を付し、特段問題がないものと認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、担当課が入れ替わりますので、少々お待ちください。

（説明員入替）

【抽出事案3】 陵成中学校空調設備改修工事（総合評価）…………… 都市管理課

委員長（伊藤由美子）

それでは、3件目、陵成中学校空調設備改修工事の審議に入ります。

本件の工事概要、発注公告の内容及び入札の経過について、発注担当課並びに事務局に説明を求めます。

説明員（高柳貴久蔵）

都市管理課の高柳と申します。

概要書を御覧ください。

件名は、陵成中学校空調設備改修工事。

履行場所は、桑名市筒尾八丁目12番地地内。

履行期間は、令和8年3月3日から令和8年9月18日まで。

予算額は、税込み108,350,000円。

設計額は、税込み108,339,000円となっております。

概要といたしまして、既設空調設備の全面改修及び特別教室への空調設備新設となります。

対象教室は、33教室になります。

空調改修方式は、普通教室に設置されている既設空調設備は、既設同様、ガスヒートポンプ方式で更新を行います。

新規設置する特別教室は、学校の電気容量を抑えるため、こちらもガスヒートポンプ方式で設置します。

既設の校長室は、既設同様、電気ヒートポンプ方式で更新を行います。

工事時期については、普通教室は既設空調設備を夏休み前まで使用するため、夏休みに入ってから更新となります。そのほかの特別教室については、新規設置になるため、学校、教育委員会と協議のもと、夏休み前からの工事着工を計画しています。

概要については以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局（伊藤佳奈）

続きまして、事務局から発注公告及び見積経過について、御説明いたします。

資料の56ページを御覧ください。

入札方法は総合評価落札方式の事後審査型条件付一般競争入札です。

資料の中段を御覧ください。

入札参加資格要件は、管工事業の特定及び一般を、ただし、5,000万円以上の下請契約を予定する場合、一般は不可となります。

所在地は準市内までとし、発注業種の完成工事高は予定価格の2分の1以上。

同種工事施工実績として、平成22年度以降に官公庁が発注した案件で、冷暖房設備工事の施工実績を有すること。

技術者要件としては、現場代理人と主任技術者の専任配置を求め、兼務は可とします。

また、5,000万円以上の下請契約を予定する場合は、主任技術者に替えて監理技術者を専任配置すること、及び低入札価格で契約を締結する場合、上記技術者のほかに主任技術者に求める資格を有する者を専任の技術担当者として1名追加配置することを求め、以上の要件と58ページにあります評価項目とを併せて公告いたしました。

次に、入札経過及び結果でございますが、64ページを御覧ください。

令和8年2月12日に開札した結果、最も評価値が高かったのは、株式会社後藤パイピングでしたが、入札価格が調査基準価格を下回っていたため、低入札価格調査の対象となり、見積内訳書の判断基準について確認したところ、基準を満たしておらず失格となりました。

そのため、次点の株式会社カキトーを落札候補者として入札参加資格審査を行った結果、適格であったため、落札者と決定し、税抜き98,400,000円で契約を締結いたしました。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（伊藤由美子）

ありがとうございました。

では、ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

委員長（伊藤由美子）

準市内業者までを対象としたが、2者しか応札がなかったが、候補は何者ぐらいでしたか。

説明員（高柳貴久蔵）

準市内まで範囲を広げまして、参加可能業者数は10者程度が条件を満たします。

委員長（伊藤由美子）

それくらいありながら、応札は2者しかなかった。総合評価落札方式ですが、評価値の差はあるようだが、入札価格の計算上、失格になったということ。これは、厳格にその形にならざるを得ないということでしょうか。

説明員（高柳貴久蔵）

低入札価格の場合、実施要領に定められておりますので、それに基づいて行いますので、そのような結果になりました。

委員（藤田素弘）

低入札の厳格な基準によりとのことですが、どのような判断なのか教えてください。

事務局（伊藤佳奈）

資料に添付されている低入札価格調査実施要綱の中に、見積書の判断基準というものが62ページに掲載されておりまして、見積書がこの基準を満たしているか判断した結果、今回は満たしていなかったため、失格ということになりました。

委員（藤田素弘）

全体としては問題なくても、個別に見たら、そうではなかったということですか。

事務局（伊藤佳奈）

そのとおりです。

委員（藤田素弘）

業者はそこまで分かっていますか。失格の値も分かっているのですか。

事務局（伊藤佳奈）

この要綱自体は、どなたでも御覧いただけますので、失格基準があるということは、御存知だと思います。

委員（藤田素弘）

業者は各工事費が何パーセントというのも分かったのですか。

事務局（伊藤佳奈）

要綱は公表されておりますので分かったと思います。

委員（山口英穂）

今回は、どの項目で引っかかったのでしょうか。

事務局（伊藤佳奈）

どの項目までかは公表していませんのでお伝えできかねます。

委員（山口英穂）

業者には、どの項目が引っかかったのかまで言っていますか。

事務局（伊藤佳奈）

業者様にはお伝えしたと思うが、一般的に項目までの公表はしていません。

委員（山口英穂）

本人は見れば分かりますね。

事務局（伊藤佳奈）

分かります。

委員長（伊藤由美子）

ほかに委員の皆さんから何かございますか。

（意見等なし）

それでは、ただ今の審議の結果、本件については、特段問題がないものと認め、委員会としても意見は付さないこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、担当課が入れ替わりますので、少々お待ちください。

（説明員入替）

【抽出事案4】（都）桑名北部東員線（東工区）用地測量業務委託（一般競争）……事業推進課

委員長（伊藤由美子）

それでは、4件目、（都）桑名北部東員線（東工区）用地測量業務委託の審議に入ります。

本件委託業務の概要、発注公告の内容及び入札の経過について、発注担当課並びに事務局に説明を求めます。

説明員（齋藤大人）

事業推進課の齋藤と申します。

概要書を御覧ください。

件名は、（都）桑名北部東員線（東工区）用地測量業務委託。

履行場所は、桑名市大字播磨外地内。

履行期間は、令和8年2月18日から令和8年3月31日まで。

予算額は、税込み30,000,000円。

設計額は、税込み18,474,500円となっております。

概要としましては、都市計画道路北部東員線の道路整備計画に関連して用地取得に必要となる起業地の境界確定を実施するものでございます。

業務の内容としましては、用地測量一式、資料調査一式、境界確認が2ha、境界測量が2ha、用地実測図原図等の作成が2haでございます。

業務場所について位置図で説明をさせていただきます。位置図を御参照ください。本業務の業務箇所を示しております。西端は東名阪自動車道の大山田インターチェンジの近くです。土地区画整理事業が施行されておりますが、その区域界を今回の業務区域の西端としております。一方、東側につきましては国道258号線までとしております。

概要については以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局（伊藤佳奈）

続きまして、事務局から発注公告及び入札経過について、御説明いたします。

資料の69ページを御覧ください。

入札方法は事後審査型条件付一般競争入札です。

資料の中段を御覧ください。

入札参加資格要件は、桑名市入札参加資格者名簿に登録のある本店・支店等が測量法による登録業者であること。

所在地は県内までとし、技術者要件は、主任技術者として測量士、及び現場代理人の配置を求め、兼任は可としました。

同種業務履行実績では、平成22年度以降に官公庁が発注した案件で、用地測量業務の履行実績を有することとし、以上の要件により公告いたしました。

次に、入札経過及び結果でございますが、70ページから72ページを御覧ください。

令和8年2月4日に開札を行いましたところ、1者が入札参加資格を満たさなかったため失格となりました。また、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で、37者が同額入札のため、くじ引きにより、株式会社ノア技研コンサルタント松阪営業所が落札候補者となりました。

その後、入札参加資格審査を行った結果、適格であったため、当該業者を落札者と決定し、税抜き13,920,000円で契約を締結いたしました。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（伊藤由美子）

ありがとうございました。

では、ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

委員（藤田素弘）

応札者がかなり多かったようですが、ここまで多いなら準市内まででも良かったのではないのでしょうか。

説明員（齋藤大人）

市の発注基準において、予定価格5,000,000円以上が県内とされていることから、それに従い発注しました。

委員（藤田素弘）

この前は県内までいっていないものが多かったですが、業務により基準は異なりますか。

事務局（伊藤佳奈）

異なります。

委員長（伊藤由美子）

こういった業務も積算ソフトで、ある程度積算できてしまうのですか。

説明員（齋藤大人）

用地測量業務は、一般的というか道路工事や公共施設を作る際に必ず必要な業務で、不確定要素を含まない内容なので、ソフト等で積算がしやすいと思います。

委員長（伊藤由美子）

測量業務に関しても、積算のソフトがあるのですか。

説明員（齋藤大人）

あると思います。

委員（山口英穂）

測量業務でもソフトがあると思いますが、予定価格が公表されているので、最低制限価格が算

出てきています。あくまで想像ですが、そういう事態になっているのではないのでしょうか。

今後、予定価格の公表について検討しても良いかもしれません。

委員長（伊藤由美子）

山口委員も言われましたが、予定価格の公表をしていくのが、良いのか悪いのかといったことも、検討していただくと良いのではないかと思います。

ほかによろしいでしょうか。

（意見等なし）

それでは、ただ今の審議の結果、本件については、特段問題がないものと認め、委員会としても意見は付さないこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、担当課が入れ替わりますので、少々お待ちください。

（説明員入替）

【抽出事案5】桑名・長島スポーツ施設管理運営業務委託（プロポーザル）・・・スポーツ振興課

委員長（伊藤由美子）

それでは、5件目、桑名・長島スポーツ施設管理運営業務委託の審議に入ります。

本件はプロポーザルによる随意契約案件であります。本件委託業務の概要、募集公告の内容及びプロポーザルの経過について、発注担当課に説明を求めます。

説明員（林直晋）

地域コミュニティ部スポーツ振興課の林と申します。

資料の73ページを御覧ください。

件名は、桑名・長島スポーツ施設管理運営業務委託。

履行場所は、指定する場所にて委託。

履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

予算上限額は、税込み232,162,000円。

予定価格は、税込み232,162,000円。

概要といたしまして、桑名・長島スポーツ施設を委託することにより、民間の優れた能力を活用し、住民サービスを低下させることなく、迅速かつ効率的に管理運営業務を行うことを目的としております。

実際に業務する施設につきましては、記載のとおりヤマモリ体育館、桑名市民プール、NTN総合運動公園、桑名市長島運動公園、桑名市長島B&G海洋センター、その他スポーツ施設といたしまして、桑名市九華公園野球場、桑名市北部野球場、桑名市深谷野球場、桑名市大山田第四公園ソフトボール場、桑名市立花公園テニスコート、桑名市大山田第二公園テニスコート、桑名市こばさか公園テニスコート、桑名市大山田第二公園運動広場、桑名市星川公園運動広場、桑名市九華公園相撲場、以上のスポーツ施設を対象としております。

本件につきましては、三幸株式会社名古屋支店をプロポーザルの結果選定し、随意契約したところでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（伊藤由美子）

ありがとうございました。

では、ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

委員（赤木邦男）

基本的な質問ですが、管理運営業務委託とは、人の管理だけですか。水道代や修理代等は市の負担ということでよろしいか。

説明員（林直晋）

基本的に人を配置していただいて管理していただきますが、施設によって有人施設と無人施設がございます。全般的に施設管理運営全般をお願いしておりますので、施設予約の申し込みであったり、受付もお願いしております。

また、先ほど修繕とおっしゃられましたが、一部修繕費についても委託料の中に入れており、大規模修繕につきましては、市が対応しておりますけれども、小規模修繕につきましては、委託事業者の方をお願いをしている状況でございます。

委員（山口英穂）

業者は何者が手を挙げてきましたか。

説明員（林直晋）

1 者のみでした。

委員（山口英穂）

昨年はどうでしたか。

説明員（林直晋）

昨年も同じ1 者のみでした。

委員（山口英穂）

プロポーザル案件だが、結局は1 者しかいなかった。プロポーザルなら何者か手を挙げて、その中で素晴らしいプランや金額で選ぶのが、私のイメージするプロポーザルですが、今回のように1 件のみでは意味が無いのではないか。

応募者が無いのは仕方がないのかもしれませんが、何か工夫をした方が良いのではないのでしょうか。

説明員（林直晋）

確かに、委員がおっしゃるとおりというところがあります。

ただし、プロポーザルにすることで新たな提案をしていただけたので、そこは意味があったと考えます。

委員（山口英穂）

せっかくプロポーザルにするなら、できるだけ多くの業者に応募していただけるような工夫をお願いします。

委員長（伊藤由美子）

プロポーザルにすることで、毎年新しい提案をもらえるとおっしゃられましたが、今回はどのような新たな提案がありましたか。

説明員（林直晋）

これまでなかったキャッシュレス決済の提案がありました。

また、今年度中の導入予定ですが、桑名市体育館のトレーニング室という、夜でも利用率が高い施設にて、リアルタイムで利用状況が見られるシステムの導入を予定しております。

ほかには、総合運動公園周辺にて行った、わくわくカーニバル等の催し物を定期的 to 実施していただいております。

委員長（伊藤由美子）

イベントの実施も委託の中に含まれているのですか。

説明員（林直晋）

自由提案でいただくものもございますし、例えば、B & G 海洋センターという施設がありますが、そこにつきましては B & G 財団との連携をしており、財団が示す方針に基づき、いろんな食育であったり、海に関するイベントを開催していただいているところでございます。

委員（赤木邦男）

何年その業者は続いているのですか。

説明員（林直晋）

平成26年から平成31年まで指定管理者制度で5年間、それ以降1年毎の契約になっておりまして、全て同じ業者をお願いしているところです。

委員（赤木邦男）

指定管理の話が出ましたが、フルタイムの職員は何名程配置されていますか。

説明員（林直晋）

おおよそですが、6人から7人程度です。

委員（赤木邦男）

アルバイトの方も入れるとどうですか。何が言いたいかというと、長いこと同じ業者がやられていると、新しい業者が入ってこられないのではないかと。1年で人員を何十人と用意して、それを何十年と続けているとなると、なかなか他者がやれないのではないのでしょうか。

山口委員がおっしゃられたように、プロポーザルの意味があるのかという点は、私も疑問に思っています。

例えば、年数の問題ですとか、指定管理に戻したり、管理する施設を分けてみる等も検討してはいかがでしょうか。競争が活発化するという意味で、そういうことがあっても良いのではという意見です。

委員長（伊藤由美子）

ほかはよろしいでしょうか。

（意見等なし）

では、この件については委員会から、プロポーザル方式の在り方を見直していただいた方が良いのではないかと意見を付させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

では、そのように決定させていただきます。

では、これにて抽出案件5件の審議を終了いたします。

発注担当課は、ここで退席してください。

ありがとうございました。

（説明員退室）

○ 入札・契約制度における課題・取組みについて

委員長（伊藤由美子）

次に、事項3、入札・契約制度における課題・取組みについてとなります。

事務局から説明をお願いします。

事務局（谷浩二）

今回は、年度も変わりましたことから、制度改正等により、本年4月から適用を開始したもののについて、簡単に御説明等させていただきます。

資料を御覧ください。

まず、総合評価落札方式の一部見直しでございます。

桑名市では、自然災害等への対応や、社会基盤の適正な維持管理の担い手となる建設業者を育成する観点から、地元企業、とりわけ市内業者の受注機会の確保を前提とした発注を行うとともに、総合評価落札方式において、評価項目として地元企業施工率を設定するなど、下請業者にまで市内業者を活用する取組を進めてきました。

しかしながら、総合評価落札方式につきましては、契約締結までに長期間を要することや手続きが煩雑であることなどから、対象件数を増やすことが難しく、発注者及び受注者双方にとってメリットのない制度となっているのが実情でございます。

こうしたことから、制度の一部について見直しを行い、今年度から適用開始することといたしました。

具体的変更点としましては、主に3つでございます。

1つ目として、入札参加業者からいただく技術提案資料の審査を、これまでは開札前に行っていましたが、開札後に変更するなどによりまして、契約締結までの手続きを簡略化し、公告から契約締結までの期間を2週間程度短縮いたしました。

2つ目として、評価項目の追加、評価基準等の修正を行いました。

具体的には、評価項目、評価基準及び配点の標準化、平均工事成績（土木一式）の評価対象として三重県の平均工事成績を追加、それから、評価項目に「建設機械の保有状況」と「若手技術者の配置」を追加いたしました。

これにより、地域社会への貢献、自然災害等への対応及び社会基盤の適正な維持管理の担い手となる市内業者の育成を図るとともに、現行制度と比べ、事務手続きが軽減されました。

3つ目として、低入札価格（調査基準価格未満の入札）に対する評価を下げることにいたしました。価格評価点（調査基準価格未満の入札）の算出式（補正係数）を変更することで、価格のみによる競争を緩和し、ダンピングの防止を図ります。

以上が、総合評価落札方式の見直しの内容となります。

このほか、今回、資料は御用意しておりませんが、随意契約における理由を明確にするため、随意契約ガイドラインの内容を一部改正するとともに、名称についても、ガイドラインではなく、「随意契約運用基準」という名称に変更いたしました。

また、入札契約制度そのものの変更ではありませんが、資料にもありますとおり、金入り設計書を市のホームページから取得できるようにいたしました。桑名市では、これまで建設工事等に係る金額を記載した設計書（金入り設計書）の情報を市民又は業者の方が取得するに当たり、情報公開請求による手続きをお願いしておりましたが、迅速かつ自由に情報を取得いただけるよ

う、今年度から、一部の設計書につきまして、市のホームページ上で情報提供することとし、そこからダウンロードいただくこともできるようにいたしました。

説明は以上でございます。

委員長（伊藤由美子）

はい。ただ今の説明について、御意見、御質問はいかがでしょうか。

委員（藤田素弘）

87ページの3番で、補正係数を変更すると価格のみによる競争が緩和されるとありましたが、どういうロジックで緩和されるのですか。

事務局（谷浩二）

計算式を載せていないのでイメージしにくいかもしれませんが、基本的にどんどん低い金額を入れていくと、価格評価点が上がっていくイメージなのですが、一定の補正係数をかけることによって、どれだけ低い金額を入れても少し評価が下がるというような仕組みを取っております。今回は、その係数を変更しているというところになります。

委員（藤田素弘）

低入札価格は低入札の失格基準があって、そこに至るまでの経緯も少し補正して、何か変えたということですか。

事務局（谷浩二）

あくまで総合評価の中の価格評価点を計算するためのものです。

委員長（伊藤由美子）

どこかにそれは載っていますか。

事務局（谷浩二）

ホームページ上に総合評価のガイドラインということで、公開させていただいております。

委員長（伊藤由美子）

補正係数はいくつからいくつに変わりましたか。

事務局（谷浩二）

0.5をかけるところを0.25と半減したところでございます。

委員長（伊藤由美子）

ほかによろしいでしょうか。

（意見等なし）

それでは、この件については以上とします。

○ その他

委員長（伊藤由美子）

次に、事項4、その他に入ります。

まず、審議案件の次回の抽出ですけれども、次回は藤田委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

ほかに関心のある方から何かございますか。

（意見等なし）

それでは、事務局から何かございますか。

事務局（谷浩二）

事務局から2点、御協議いただきたい事項がありますので、よろしくお願いします。

まず、1点目ですが、この入札監視委員会における審議案件の抽出に当たっての資料配付に係る関係でございます。現在、入札監視委員会における審議案件は、各委員に輪番で抽出をお願いしており、抽出に当たっては、事務局からお渡しする入札案件等を記載したリストと入札経過表を御確認いただき、その中から審議案件を抽出いただいているところでございます。

そうした中、前回、山口委員から、各入札案件における入札参加資格要件を確認せずに審議案件を抽出することは難しいとの御意見をいただきましたことから、今回の審議案件の抽出に当たっては、各入札案件における要件を確認するための資料として、審議案件の抽出を依頼する際に入札案件毎の発注公告を添付させていただきました。

ただ、今回は比較的、抽出対象期間における案件数が少ないですが、第2回、第3回の委員会となると、対象の案件数が非常に多く、それに伴って紙の消費量も増え、市が進めるペーパーレス化とは相反するものとなってしまいます。また、その分だけ事務担当者の作業量も増加することにもなります。

一方で、以前より、赤木委員からは、AIを活用した審議案件の抽出を検討いただきたい旨の御意見をいただいております。AIは、文字どおり人工知能ということで、実際に委員の方が審議案件を抽出する作業をAIに置き換えるものでございます。従いまして、AIで抽出する場合においても、一定の抽出要件が必要ではないかと考えております。

実際に、委員の皆様が審議案件を抽出される際にも、例えば、落札率95%以上の案件にいったん絞った上で審議案件を抽出されたり、入札参加者が極めて少ない案件に絞った上で審議案件を抽出されたりと、ある程度、案件を絞った上で、個々の内容を御確認いただき、審議案件を抽出いただいているものと認識しております。

そうしたことも含めて、今回、事務局から提案させていただきますのは、直接、審議案件を抽出するためのものではございませんが、審議案件抽出に当たっての補足資料を、抽出を依頼する委員の方に配付する際に、一定の絞り込みをかけた上で配付させていただきたいというものでございます。

具体的には資料に記載しておりますが、まず、審議案件の抽出を依頼する委員の方には、これまでどおり全ての審議対象案件を記載した一覧表を配付させていただきます。そして、その一覧表の補足資料として、「発注公告」、「入札経過表」を一定の基準で絞り込みをかけた上で添付させていただきたいと考えております。ただし、それでも、抽出に当たり、資料が不足するようでしたら、個別に委員と対応させていただきたいというものでございます。

そこで、補足資料を絞り込む際の基準ですが、審議対象案件が10件以内の場合は、全ての審議対象案件の「発注公告」及び「入札経過表」を添付させていただきます。

なお、この10件以内というのは、「建設工事」、「コンサル」、それぞれで判断させていただきます。

また、審議対象案件が10件を超える場合は、資料に記載の①から③のいずれかの要件に該当する案件についてのみ、「発注公告」及び「入札経過表」を添付させていただくというものでございます。ただし、絞り込みの結果、対象案件が10件を超えたとしても更なる絞り込みは行いません。

そして、もう1つの案として、これとは別に既存のシステムを活用した方法も併せて御提案させていただきます。

資料として、実際の画面のイメージを付けさせていただいておりますが、過去の発注案件に係る公告につきましては、市のホームページ内にあります「入札情報公開システム」にて閲覧いただくことが可能であります。こちらを御活用いただきますと、必要な時に必要な情報を直接検索いただいておりますし、ペーパーレス化にも寄与するものとなります。検索画面さえ開いていただければ操作自体は難しいものではありませんので、1つの方法として御検討いただければと考えております。

以上、2つの案を御提案させていただきましたが、あくまで案として御説明させていただいたものでございます。絞り込みの要件など、具体的な方法につきましては、委員会で御協議の上、お決めいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、2点目ですが、次回の入札監視委員会の日程でございます。

事務局としましては、11月19日（木）午後2時から、もしくは日20日（金）午後2時から、このいずれかでと考えておりますが、いずれも御都合が悪い場合は、別の日も御提案させていただきますので、日程の調整をお願いします。

委員長（伊藤由美子）

まず、審議案件の抽出に当たっての資料配付の件ですが、これに関してどうでしょうか。

委員（藤田素弘）

今回は私の番ですが、結局資料はどうなるということでしょうか。

事務局（谷浩二）

抽出いただく委員の方には、一覧表は必ずお渡しさせていただきますし、その対象案件自体が例えば、建設工事で10件以内であれば、全て今までどおり入札の経過表と、発注公告、それらを全て付けさせていただきます。

10件を超えた場合に、紙の消費量も抑えるという関係もありまして、提案させていただいてまして、例えば、この①から③の条件で、一定の補足資料の絞り込みをさせてもらってはどうかということです。

委員（藤田素弘）

紙を減らすという観点であればメールでも構いません。どちらでも良いです。

委員（山口英穂）

資料の中にある図面は必要でしょうか。

事務局（谷浩二）

図面は会議資料のことかと思います。会議資料を減らすこともそうですが、今は抽出時にお渡しする資料についてのことです。

昨年ベースで書いておりますが、第1回については件数が少ないので、必要のない話かもしれませんが、第2回、第3回となるとそれが4倍、5倍になりますので、紙の消費量も作業量も増えることもあり、それらを減らすために一定の基準で絞り込みをかけた上で、補足資料を付けさせていただくというものです。

審議案件そのものを絞り込むわけではありません。

委員（山口英穂）

案にあるように資料の絞り込みを行ってはどうか。第2回、第3回は100件くらいになるので、それを全部付けるのは大変かなと思います。

委員（小寺直美）

私もこの提案に賛成します。紙媒体でずっとエクセルを見ていると、何が落札率95パーセント以上か、ソートができないので、先に絞り込みをしていただけるのはありがたいです。

委員長（伊藤由美子）

電子媒体でとなると、エクセルでしょうか。PDFでしょうか。

できれば、エクセルデータだとありがたいです。

事務局（谷浩二）

この御提案は、紙で渡すベースでお話しさせていただいております。電子媒体でという話であればそういう方法もありますけども、委員の方によっては紙の方が良いという方も見えるかもしれませんので。

委員長（伊藤由美子）

赤木委員はいかがですか。

委員（赤木邦男）

特に意見はありません。

委員長（伊藤由美子）

だんだんペーパーレス化、デジタル化の時代に入ってきていると思いますので、一覧表などの目安になる資料は、紙でいただくのが良いと思いますが、それ以上の細かい資料は、絞り込んでいただいても良いですし、ホームページから確認するというのも1つかなと思います。

その中で、御提案いただいているのが、まずは10件を目安として絞り込むという方法だと思いますが、その方法でよろしかったでしょうか。

委員（藤田素弘）

工事ですと、第2回は62件ですか。

事務局（谷浩二）

昨年の例を記載しておりますので、数は変動すると思います。昨年でいくと、第2回は工事ですと、62件になったということです。

委員（藤田素弘）

そうすると、このリストに62件載るということですか。

事務局（谷浩二）

そうです。リストには62件。それとコンサル、随意契約、プロポーザルも入ってきます。

委員（藤田素弘）

リストの補足資料を絞り込むのですね。

事務局（谷浩二）

はい。資料を全件付けるのか、絞り込みをさせていただくのかということです。

委員（藤田素弘）

絞り込んだもの以外を選んでも良いですか。

事務局（谷浩二）

選んでいただけますし、その分の資料が必要でしたら対応させていただきます。

委員（藤田素弘）

私は、電子でも構いませんので、どちらでも良いです。

委員長（伊藤由美子）

では、皆様の御意見として御提案いただいた方向で、まずはやっていただくということで良かったでしょうか。将来的には電子データでできるような方向というのを、徐々に考えていけば良いと思います。

(異議なし)

では、そのように決定させていただきます。

それでは、この件については以上とします。

委員長（伊藤由美子）

次に次回の日程について、事務局から11月19日（木）午後2時又は11月20日（金）午後2時からという提案がありましたが、御都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(日程調整)

委員長（伊藤由美子）

それでは、11月26日の午前9時30分からよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そのように決定させていただきます。

○ 閉会宣言

委員長（伊藤由美子）

それでは、予定していた本日の案件が全て終了しましたので、これをもちまして令和8年度第1回入札監視委員会を閉会いたします。

午後4時00分 閉 会